

宮城県の子ども医療費助成制度の拡充を求める意見書

6月15日から行われた第356回宮城県議会において、乳幼児医療費助成制度の通院助成年齢を就学前まで拡充する方針が明らかになった。しかし、本町では既に18歳までの医療費を無料化しており、県が助成年齢を就学前まで引き上げるにとどまるとすれば、あまりに拡充幅が少ないと言わざるをえない。

特に大震災後、市町村では子育て支援が特に重視され、一貫して拡充を推し進めてきている。このたびの県の拡充方針を受け5市町が拡充を決め、他に16市町村も県の正式決定を待って対応を決める見込みだが、県の拡充幅が小さいため、市町村の財政負担は期待したより軽減されない。

県内市町村の乳幼児または子ども医療費助成制度の状況は、自治体間で制度が異なっているため、住む地域によって助成内容に格差が生じているのが現状である。

このような地方公共団体の施策を一層充実させ、子どもを安心して産み、育てることのできる社会の実現をめざすには、地方制度の安定化が必要であり、そのためには県による支援が不可欠である。被災からの復旧・復興をめざすにあたり、県の乳幼児医療費助成制度の拡充は自治体の財政負担を軽減し、県政による被災地支援につながるものである。

よって、宮城県におかれては、当面、県による子ども医療費助成制度の助成年齢を中学3年生まで拡充されること、所得制限を緩和または撤廃されることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月21日

宮城県大河原町議会

提出先

宮城県知事 村井 嘉浩 殿